

# 三条市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## < 総論 >

### I はじめに

#### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、国における取組の経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、平成 21 年 4 月にメキシコで確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓等を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものである。

#### 2 三条市行動計画の基本的な考え方

三条市（以下「市」という。）では、平成 21 年 10 月に、「三条市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しているが、特措法の施行、国及び県の新たな行動計画の作成を受け、特措法第 8 条に基づく新たな「三条市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を作成し、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すこととする。

#### 【市行動計画が対象とする感染症（新型インフルエンザ等）】

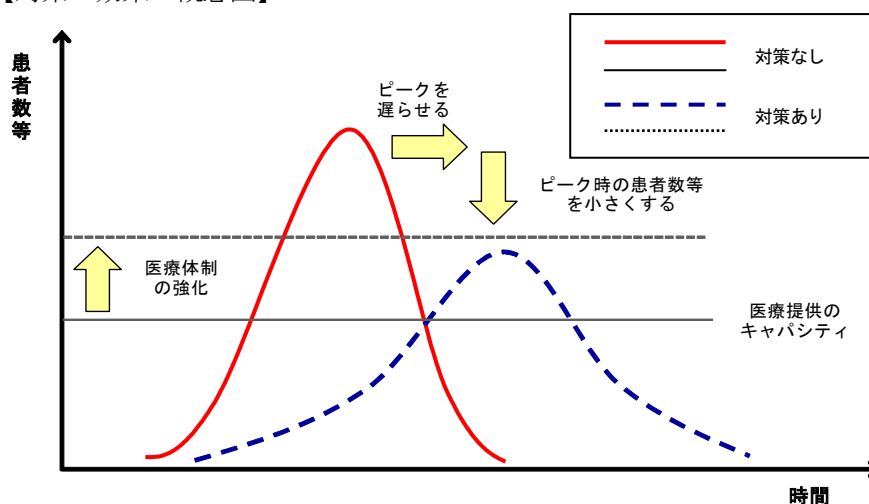
- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民等の生命及び健康を保護する。
- (2) 住民等の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 【対策の効果 概念図】



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

### (1) 戦略の方針

市は、県行動計画に基づき、科学的知見及び国等の対策も視野に入れながら、地理的な条件、人口の集中、交通機関の発達等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略をとる。

### (2) 感染拡大の防止策

国、県、市及び事業者は、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限等の呼びかけ、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせた総合的な対策を実施する。

## 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

### (1) 基本的人権の尊重

市は、県と連携し、外出自粛や施設の使用制限等の要請等の実施にあたって、住民等の権利と自由に制限が加わる場合は、その制限は必要最小限のものとなるよう努める。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されており、新型インフルエンザ等の病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性によっては、外出自粛や施設の使用制限等の要請等を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

市新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策等に関する総合調整等を行うよう要請する。

### (4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階から、新型インフルエンザ等対策の実施等に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

【三条市の流行予測】 ※国及び県の推計値に基づき推計

	全国		新潟県		三条市	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
医療機関の受診患者数	約1,300万人～約2,500万人		約24万人～約46万人		約1万3百人～約1万9千7百人	
入院患者数	約53万人	約200万人	約9,700人	約3万7千人	約400人	約1,600人
1日あたり最大入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約1,800人	約7,400人	約80人	約300人
死亡者数	約17万人	約64万人	約3,100人	約1万2千人	約100人	約500人

## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、自ら新型インフルエンザ等対策を実施するとともに、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する対策の支援、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進及びその国際協力の推進を行う。

### (2) 県の役割

県は、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止及び県内における市町村や関係機関等が実施する対策の総合的な調整・推進を行う。

### (3) 市町村の役割

市は、国の基本的対処方針及び県の対処方針に基づき、住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援及び要援護者への支援を行う。

### (4) 医療機関の役割

医療機関は、健康被害を最小限にとどめる観点から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者の診療をはじめ、院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を行う。

### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する。

### (6) 登録事業者

医療の提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（登録事業者）は、最低限の国民生活を維持する観点から、職場における感染対策の実施、重要業務の事業継続等を行う。

### (7) 一般の事業者

職場における感染対策、不要不急の事業の縮小を行う。

### (8) 住民等

新型インフルエンザ等の対策に関する知識や情報を得るとともに、マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践し、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

## 6 発生段階

特措法において、県全体の新型インフルエンザ等対策の総合調整を県が行う等の観点から、市は県行動計画との整合性を図るため、次の発生段階に基づき対策を実施する。

発生段階（国）	発生段階（県）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
	小康期	小康期

7 市行動計画の主要7項目

(1) 実施体制

【未発生期・小康期(対策本部廃止後)の実施体制】

状 況	担当課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等が発生していない状況</li> <li>2 府対策本部、県対策本部及び市対策本部が廃止された状況</li> </ol> <p>※担当課においては、通常業務の中で事前準備に努めるものとする。</p>	<p>○行政課、政策推進課、市民窓口課、環境課、福祉課、高齢介護課、健康づくり課、営業戦略室、地域経営課、農林課、教育総務課、子育て支援課、小中一貫教育推進課、消防本部・消防署、施設所管課</p>
<p>事 前 準 備</p>	

【海外発生期の実施体制】

非常配備基準	配備要員
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合</li> <li>2 府対策本部及び県対策本部が設置された場合</li> <li>3 国・県の要請に基づく場合</li> <li>4 その他市長が必要と認める場合</li> </ol>	<p>○行政課長及び健康づくり課長            ○行政課職員及び健康づくり課職員            ○事前準備の担当課指定職員            ※行政課及び健康づくり課職員には各課長から連絡            ※事前準備の担当課指定職員には各所属長から連絡            ※その他職員は連絡待機</p>
<p>警 戒 体 制</p>	

【県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の実施体制】

非常配備基準	配備要員
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等が国内で発生した場合</li> <li>2 緊急事態宣言が発令された場合</li> <li>3 国・県の要請に基づく場合</li> <li>4 その他市長が必要と認める場合</li> </ol>	<p>○理事者            ○全職員            ※理事者には総務部長、各部長には行政課、各職員には各班から連絡</p>
<p>対 策 本 部</p>	
<p>※緊急事態宣言が発令された場合は、特措法に基づく本部となる。</p>	

## (2) サーベイランス（主体は県）・情報収集

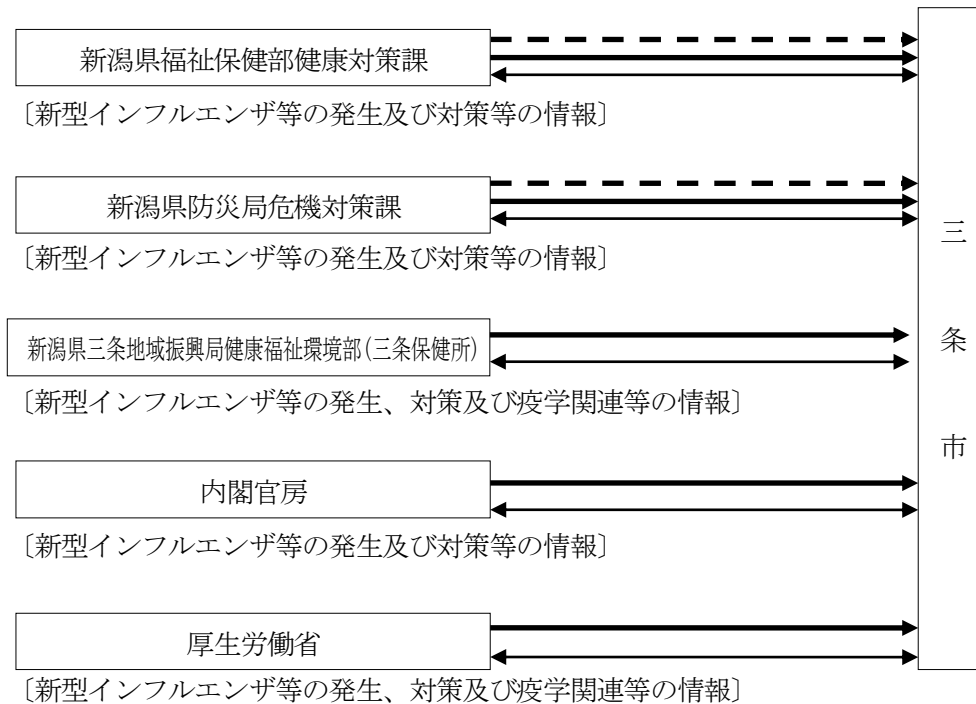
市は、県等と連携し、入院患者や死亡者に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要課題であるという共通理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人が各自の役割を認識し、十分な情報を基に適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各々の間での双方向性のコミュニケーションを行う。

### 【情報収集経路図】



--- FAX、 —— インターネット、 ———— 電子メール、電話

### イ 情報提供手段の確保

市は、情報の受取手に配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における住民等への情報提供

市は、予防的対策として県等と連携し、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを住民、医療機関、事業者等に提供する。

### エ 発生時における住民等への情報提供及び共有

#### (ア) 発生時の情報提供について

市は、マスメディアの媒体の活用に加え、防災行政無線、燕三条FMラジオへの緊急割込み放送、ホームページ、メール配信サービス、エリアメール及び緊急速報メールを活用する。

#### (イ) 住民等の情報収集の利便性向上

市は、国や県、市、指定（地方）公共機関の情報を必要に応じて集約し、住民等に提供する。

### オ 情報提供体制

提供する情報の内容の統一を図るため、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、広報担当者が適時適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 予防・まん延防止の目的

流行のピークをできるだけ遅らせ体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収める。

##### イ 主なまん延防止対策

- (ア) 市は、国及び県の要請に応じて、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための措置に協力する。
- (イ) 市は、住民等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- (ウ) 市は、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策を強化して実施する。
- (エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等を行った場合には、住民等や施設管理者への周知等に協力する。

#### (5) 予防接種

##### ア ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

市は、国や県等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

##### イ 特定接種

###### (ア) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

###### (イ) 接種対象者

・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

###### (ウ) 接種順位

① 医療関係者
② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
③ 指定公共機関制度を中心とする基準の事業者（インフラ事業者、介護福祉事業者等）
④ それ以外の事業者（食料製造・小売事業者等）

なお、上記は国が基本的な考え方を整理したものであり、接種総枠、対象及び順位等は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性や社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により決定される。

###### (エ) 特定接種の接種体制

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対して、自らが実施主体となり、原則として集団的接種により接種を行うこととなるため、接種が円滑に行えるよう、接種対象者、接種順位等をあらかじめ検討し、接種体制を整えておく。

ウ 住民接種

(7) 住民接種の種類

市は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を住民に行う。一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を住民に行う。

【住民接種の種類】

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第 46 条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	第 6 条第 1 項 (臨時接種)	第 6 条第 3 項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団接種	
自己負担	なし	あり (低所得者を除き実費徴収可)
費用負担割合	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の費用負担	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	

※「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）」厚生労働省公表から抜粋

(イ) 接種対象者

市は、原則として市町村内に居住する者（住民基本台帳に登録されている者）すべてを住民接種の対象とする。それに加えて、次の者についても住民接種の対象者とする。

- a 長期入院・入所者
- b 里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児
- c その他市長が認める者

(ウ) 接種順位

市は、政府行動計画に基づき特定接種対象者以外の接種対象者を次の 4 つの群に分類し、政府対策本部が決定した接種順位に従い、住民接種を実施する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎疾患を有する者（基礎疾患により入院中又は通院中の者）</li> <li>・妊婦</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人・若年者</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者：ウイルスの感染により重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）</li> </ul>	

(エ) 住民接種の接種体制

市は、原則として集団的接種による接種を行うことから、国及び県の協力を得ながら円滑に接種が行えるよう接種体制の構築を図る。

(オ) 健康被害の救済

健康被害救済の給付は、予防接種法第 15 条の規定に基づき、被接種者が住民基本台帳へ登録されている市町村で行うことから、健康被害救済の申請を受けた市町村と接種を実施した市町村との情報共有が必要である。そのため、市は、予防接種に関する記録の作成と保存を適切に行う。

(カ) 留意点

市は、特定接種と住民接種について、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性、その際の医療提供・国民生活・経済の状況等に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施する。

(6) 医療（主体は県）

ア 県の対策への協力等

市は、県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力するとともに、情報収集等を行い、新型インフルエンザ等発生時の住民等への情報提供等に活用する。

イ 在宅療養患者への支援

市は、患者本人や家族等からの在宅療養に関する相談に応じるための専用ホットラインを開設するとともに、家族や勤務先等に対して患者の継続的な状態把握に努めるよう要請する。

(7) 住民等の生活及び経済の安定の確保

ア 事前準備

市は、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行い、一般の事業者・団体及び住民等に対し事前の準備を行うことを働きかける。

イ 要援護者への支援

市は、自治会長・民生委員・自主防災組織・消防団・介護サービス事業所等に対し、電話により要援護者の容体を聞き取り、容体の悪化が認められる場合や、継続的に連絡がとれない場合及びその他生活上の支援の必要がある場合は、市に連絡するよう要請する。

市は、その連絡を受けて、必要に応じて安否確認や医療機関への搬送、死亡時の対応、食事の提供等を行う。



< 各 論 >

Ⅲ 各段階における対策

総論で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、主要7項目の個別の対策を記載する。

発生段階/主要項目	実施体制	サーベイランス(主体は県)・情報収集	情報提供・共有	予防・まん延防止	予防接種	医療(主体は県)	住民等の生活・経済の安定の確保
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒体制準備</li> <li>訓練等の実施</li> <li>行動計画等の策定及び見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が行うサーベイランスへの協力</li> <li>家さん、飼育動物、野鳥等の異常死情報の把握</li> <li>国内外の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報体制の確認</li> <li>関係機関との情報提供・共有体制の構築</li> <li>住民等への知識の普及、感染予防策の周知</li> <li>コールセンター設置の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への感染予防策等の周知</li> <li>観光客の感染防止策要請の検討</li> <li>児童、生徒の健康管理の検討</li> <li>感染防護資器材の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンの生産、流通等の情報収集</li> <li><u>特定接種、住民接種の体制の構築</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う医療対策への協力</li> <li>在宅療養患者への支援の準備</li> <li>発生時の対応医療機関の確認</li> <li>医療機関の不足に備えた公共施設等での患者収容施設検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への計画策定の要請</li> <li>市管理施設の機能確保の検討</li> <li>食料・物資の配付計画の策定</li> <li>火葬能力の把握、一時的な遺体安置所検討</li> <li>要援護者の生活支援等の検討</li> </ul>
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒体制移行</li> <li>対策本部設置準備</li> <li>庁内の感染防止策及び業務継続又は自粛の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の情報収集</li> <li>県が行うサーベイランスへの協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外での発生状況及び対策の住民等への情報提供</li> <li>国や県、関係機関等との情報共有</li> <li>コールセンター設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客の感染防止対策の事業者等への要請</li> <li>児童、生徒の健康管理の実施</li> <li>学校、通所施設等の臨時休業等準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンの生産、流通等の情報収集</li> <li><u>特定接種の実施</u></li> <li><u>住民接種の準備</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う医療対策への協力</li> <li>在宅療養患者への支援の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者へ感染防止策・業務継続等の(準備)要請</li> <li>市管理施設機能確保(準備)</li> <li>一時的な遺体安置所の準備</li> <li>要援護者の生活支援等の準備</li> </ul>
県内未発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の情報収集</li> <li>県が行うサーベイランスへの協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生状況及び対策の住民等への情報提供</li> <li>国や県、関係機関等との情報共有</li> <li>コールセンター継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客の感染防止対策の事業者等への要請</li> <li>児童、生徒の健康管理の実施</li> <li>学校、通所施設等の臨時休業等要請</li> <li>県が行う緊急事態措置(外出自粛、施設の使用制限等)への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンの生産、流通等の情報収集</li> <li><u>特定接種の実施</u></li> <li><u>住民接種の実施</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う医療対策への協力</li> <li>在宅療養患者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者へ感染防止策・業務継続等の要請</li> <li>市管理施設機能確保</li> <li>一時的な遺体安置所の準備</li> <li>要援護者の生活支援</li> <li><u>緊急事態措置の実施等(水の安定供給、物資等の価格安定等)</u></li> </ul>
県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内(県内)発生期入りの宣言等</li> </ul>						
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内の重要業務の継続・縮小、感染防止策の実施</li> <li>※緊急事態宣言の時、特措法に基づく対策本部を設置</li> </ul>						
小康期	<ul style="list-style-type: none"> <li>小康期入りの宣言</li> <li>実施体制の縮小</li> <li>対策の評価</li> <li>行動計画等見直し</li> <li>流行の第二波に備えた庁内の重要業務継続の検討</li> <li>縮小・中止していた業務の再開時期の検討及び周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波の終息と第二波発生の可能性等に関する住民等への情報提供</li> <li>国や県、関係機関等との情報共有</li> <li>コールセンターの体制縮小</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期の検討・周知</li> <li>流行の第二波に備えた観光客の感染防止対策の検討</li> <li>流行の第二波に備えた児童、生徒の健康管理の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンの生産、流通等の情報収集</li> <li><u>住民接種の実施</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う医療対策への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者へ縮小・中止業務の再開時期の周知</li> <li>流行の第二波に備え市管理施設機能確保</li> <li>要援護者の生活支援</li> <li><u>緊急事態措置の縮小</u></li> <li>遺体安置所順次閉鎖</li> <li>遺族等のこころのケア</li> </ul>	

※下線部分は、特措法に基づき市行動計画に記載する措置